

～消費者注意情報～

SNSで知り合った人から「いい話がある」と勧誘されて・・・
～安易に契約するのはやめましょう！～

(平成29年3月10日)

相談事例

SNSで、大金を稼いでいるという人と知り合い、「いい話がある。会って話そう」と誘われ、カフェで会った。そこで別の人を紹介され、投資、転売、営業などのスキルを学びつつ、友人を紹介すると一人当たり3万円の報酬が得られるというビジネスセミナーの契約を勧められた。入会金10万円、月謝2万円と高額だったが、儲かるならと思い、勧められた学生ローンを利用して契約した。その際、未成年者は親の同意書が必要だったが、自分で書くよう指示され記入した。講座は2回受けたが、人を誘う方法を教えるだけである。「SNSを使い友達を誘え」と言われたので、自分も同じ手口で誘われたのではないかと不審に思った。 (19歳 男性 大学生)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス**★ 安易に契約してはいけません！**

SNSで知り合った人や友人から、「紹介したい人がいる」「いい話がある」などと誘われて軽い気持ちで出向いたら、ビジネス講座や投資教材などを勧められ、「儲かるなら」「就職に役立つなら」と安易な気持ちで契約してしまったという相談が多く見られます。その場の雰囲気になら流されず、一旦保留にし、自分にとって本当に必要な契約なのか、冷静に考えましょう。

★ 友人を誘うと、人間関係にひびが入ることもあります！

友人を紹介すれば報酬が得られると言われて、報酬欲しさに、強引に友人を勧誘すると、あなたの信用を低下させ、人間関係にひびが入ります。また、思うように報酬が得られるものではないので、借金して契約すると、返済困難になってしまう場合があります。絶対にやめましょう。

★ 困ったときには消費生活センターに相談を！

未成年者契約の場合、親権者の同意がなければ取り消しが可能です。契約内容に疑問を感じたり、お困りの際は最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。